

『司法福祉学研究』編集規程・投稿規程・執筆要領

202212 版

【編集規程】

1. 本誌は、日本司法福祉学会の研究誌であり、原則として毎年1回発行する。
2. 本誌は、会員の研究論文（自由研究）、事例研究、実践報告、学会での報告、その他会員の研究活動に関する記事等（以下、原稿という）を掲載する。
3. 掲載の原稿は、編集委員会の依頼するものと投稿によるものを併せて掲載する。なお、原稿は、会員以外の者に執筆依頼することがある。
4. 投稿は、所定の投稿規程に従うものとする。
5. 研究論文（自由研究）、事例研究、実践報告は複数の査読委員による査読を行う。査読の手続きは別に定める。
6. 原稿の依頼および掲載は、編集委員会の議を経て決定する。査読の手続きを経た原稿については、査読結果に拠る。
7. 編集委員会は、掲載予定原稿について、執筆者と協議のうえ、内容の変更を求めることができる。査読の手続きを経た原稿については、変更の要請について査読委員の意見を尊重する。
8. 掲載原稿は、原則として返還しない。

【投稿規程】

1. 投稿資格者は会員に限る。
2. 原稿は未発表のものとする。ただし、学会および研究会発表用として作成した印刷物はこのかぎりでない。
3. 執筆に当たっては、当学会の研究倫理指針を遵守しなければならない。
4. 原稿に、所定の投稿申込書を添付して提出する。
5. 原稿は、原則として、16,000字以内とする。
6. 投稿は、電子メールの添付ファイルで提出する。それができない場合は、編集委員会に申し出て、その指示に従う。
7. 投稿募集に関する情報は、学会ウェブサイトないし学会ニュースに適宜掲載する。
8. 編集規定7により、掲載にあたって原稿の内容の変更を求めることがある。

[執筆要領]

1. 投稿申込書に所定の事項を記載する。原稿には、氏名、所属（職名）を記載しない（投稿種別、日本語及び英文タイトルは記載すること）。文中、筆者自身の引用・参考文献の紹介に「拙著」という表現を使わない。
2. 原稿は横書きで、1行40字、1ページ行数30行とする。
3. 文体は「である」調とする。
4. 小見出しの表示は、1, (1), ①とし、それ以上の細目が必要なときには、アイウエ, a b cを使用する。
5. 年号は西暦を基本とし、元号が必要な場合には、2010（平成22）年の例に従う。
6. 写真、図版、表などは、ワードなどの文字テキストデータ上に画像状態で貼り込むことはせずに、必ず別添で元データをつける。
7. 注については、ワードなどの脚注機能は使用しない。本文中の注番号は「上付き片かつこ」とする。注の文章は、論文末に記載する。
8. ルビについては、ワードなどのルビ機能は使用しない。「蜻蛉（とんぼ）」のように本文中に単純に入れる。
9. 本文中の引用文献は、（山口1988：25）の例に従い、論文末（注の後）に引用・参考文献として掲載する。
10. 引用・参考文献は引用と参考を分けずに記載し、その記載方式は次のとおりとする。
 - (1) 邦文の場合
 - ①単著の場合
著者名（出版年）『書名（タイトルーサブタイトル）』出版社名
 - ②共著の場合
文献上の著者順（出版年）『（書名（タイトルーサブタイトル））』出版社名
 - ③編書論文の場合
論文著者名（出版年）「論文名」編集名『書名』出版社名，論文初頁ー終頁
 - ④雑誌論文の場合
論文著者名（出版年）「論文名」『掲載雑誌・紀要名』巻（号），論文初頁ー終頁
 - ⑤調査報告書の場合
研究代表者名（刊行年）『タイトル』〇〇年度・・・報告書，研究機関名
 - (2) 欧文の場合
著者のファミリーネーム・ファーストネーム・ミドルネーム（出版年）タイトル：サブタイトル，出版社名
11. 図表は本文とは別にして、1頁1図表とする。
12. その他は、編集委員の指示に従う。